

## [郵送・窓口] 廃業等の届 (個人) チェックリスト

建築士事務所が以下に示した内容に該当した場合、該当した日から30日以内に廃業の届出を行う必要があります。(建築士法第23条の7) ※手数料なし

### ○廃業の事由

- (1) 業務廃止 (管理建築士の退職、他県への転出等)
- (2) 開設者の死亡
- (3) 破産手続開始の決定があったとき

○届出者及び提出書類 ※書式等への記入について、消すことのできる筆記用具のご使用はご遠慮ください。

廃業の事由	届出者	提出書類 (必要部数)
業務廃止	開設者 だった者	<input type="checkbox"/> 廃業等の届 (2部) <input type="checkbox"/> 最新の建築士事務所登録通知書 (原本) [郵送の場合] <input type="checkbox"/> 返信用封筒 (切手貼付済) (1部)
開設者の 死亡	相続人	<input type="checkbox"/> 廃業等の届 (2部) <input type="checkbox"/> 最新の建築士事務所登録通知書 (原本) <input type="checkbox"/> 死亡の事実の確認できる書類 (1部) (例) 除籍謄本 (原本)、死亡届 (写) 等 [郵送の場合] <input type="checkbox"/> 返信用封筒 (切手貼付済) (1部)
破産手続 開始の決定	破産 管財人	<input type="checkbox"/> 廃業等の届 (2部) <input type="checkbox"/> 最新の建築士事務所登録通知書 (原本) <input type="checkbox"/> 破産管財人であること確認できる書類 (1部) [郵送の場合] <input type="checkbox"/> 返信用封筒 (切手貼付済) (1部)

○書式のダウンロード [https://j-kana.or.jp/office/office\\_regist#b4](https://j-kana.or.jp/office/office_regist#b4)

- (1) 廃業等の届 [PDF形式](#) / [WORD形式](#)

※紛失等により最新の建築士事務所登録通知書 (原本) を提出できない場合は、事前に登録課 (電話 045-228-0755) にご相談をお願いいたします。

※個人から法人への変更や管理建築士の級別の変更があった場合には、現在の建築士事務所は廃業し、新たに新規登録申請を行なってください。

### [廃業等の届送付先 (届出窓口)]

〒231-0032 横浜市中区不老町3-12 加瀬ビル201-2階  
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 登録課 廃業係